

信託セミナー

個人情報の保護に関する法律等の
一部を改正する法律について

個人情報保護委員会事務局参事官 片岡 秀実



— 目 次 —

はじめに

I. 改正法の概要

II. 改正法の内容

III. 今後の予定

はじめに

本日は、改正個人情報保護法について、ご理解を深めて頂けますように、改正内容のポイントのほか、実務上の対応における留意点や、これまでに金融機関などの皆様から頂いたいろいろなご質問への回答も可能な限り加えて、ご説明します。

I. 改正法の概要

昨年1月27日の信託セミナーで、制度改正大綱について、ご説明しましたが、その後、3月10日に改正法案を国会に提出、6月5日に可決成立、6月12日に公布され、公布の日から2年以内に施行されることとなっており、現時点では、来年（令和4年）4月1日の全面施行を予定しています。施行までのロードマップについては、後ほどお示しします。

改正法の概要は、図表1に示しております

とおおり、「1.個人の権利の在り方」に利用停止・消去等の請求権の強化など5項目、「2.事業者の守るべき責務の在り方」に漏えい報告の義務化など2項目、「3.事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方」に認定個人情報保護団体制度の充実、「4.データ利活用の在り方」に仮名加工情報の創設と、提供先で個人情報になることが想定される情報の第三者提供、要は個人関連情報の第三者提供規制ですが、この2項目、「5.ペナルティの在り方」に法定刑引上げと法人重科、「6.法の域外適用・越境移転の在り方」に移転先事業者における本人への情報提供の充実など2項目があり、多岐にわたる改正項目となっております。

委員会では、改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めています。参考として政令・規則案の概要を示しておりますが、これから説明する改正法の内容の中で、適宜ふれていきたいと思っております。

(図表 1) 改正法の概要

<p>1. 個人の権利の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。 ・ 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。 ・ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。 ・ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。 ・ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 <small>（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。</small> 	<p>3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。 <small>（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。</small>
<p>2. 事業者の守るべき責務の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。 <small>（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等</small> ・ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。 	<p>4. データ利活用の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 ・ 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。
	<p>5. ペナルティの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。 ・ 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。
	<p>6. 法の域外適用・越境移転の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。 ・ 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

(参考) 政令・規則案の概要

(令和3年1月25日まで意見募集)

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・ 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・ 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める ・ 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・ 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

Ⅱ. 改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。

現 行

- ・利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①）
- ・第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）

改正後

現行の場合に加えて、

- ① 利用する必要がなくなった場合
 - ② 重大な漏えい等が発生した場合
 - ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- にも拡充（§30⑤）

利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充することとします。

保有個人データの利用停止等について、現行では、個人の権利行使には一定の制約が課されており、利用停止・消去できるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定され、第三者提供の停止ができるのは、法の規定に違反して第三者提供された場合に限られています。

この点について、消費者から、本人が望ま

ない形で自身の個人情報が利用され、事業者が利用停止等に応じないことなどに対して、委員会に多くの意見や不満が寄せられるなど、個人の権利利益を保護するために必ずしも十分なものとなっておらず、本人の関与を強化することが必要となっておりました。

このような意見を踏まえて、改正後は、現行の場合に加えて、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合、にも拡充することとしました。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がある場合とは、例えば、下記のような場合をいいます。

- ① 事業者が取り扱う個人データの漏えいが発生した場合に、適切な再発防止措置がとられていないため、本人を識別する保有個人データについても漏えいするおそれがある場合。
- ② 事業者が本人に対するダイレクトメールを送付した場合に、平穏な生活を害されたくないことを理由として、本人が送付の停止を求める意思表示したにもかかわらず、本人の意思に反して、事業者がダイレクトメールを繰り返し送付している場合。

次に、料金の請求などに必要な個人情報であっても、必ず消去に応じなければいけないのか、という点については、事業者にとって、利用停止等の請求に応じる際には一定の負担がかかるわけであり、本人の不当な利益についてまで保護する合理性はありません。このため、例えば、消費者が料金の支払いを不当に免れる目的で消去等の請求を行うことは、「権利又は正当な利益が害されるおそれ」の要件を満たさないため、消去に応じる必要は

ありません。また、請求要件を満たす場合でも、「権利利益の侵害を防止するために必要な限度」で応じればよく、利用停止で足りる場合には、消去は不要です。

また、消去等に応じることが、多額の費用を要する場合等、困難な場合は代替措置をとることも許容されており、例えば、他の法令で保存期間が定められている個人情報については、法定期間満了後速やかに消去することを約すること等が代替措置として考えられます。

金融機関の実務の観点からは、利用停止等について、確りとした事務処理体制の整備が求められており、多くの金融機関で対応が行われているものと思います。今後は、利用停止の請求がなされる頻度が上がることが予想されますので、保有個人データの利用停止を求められた場合に、どのデータが対象になってどのデータは対象外なのかなどが、データごとにルール化されていないと、対応のための内部コストが大変なことになるのではないかと思います。金融機関の皆様におかれましては、個人情報の台帳を利用停止や開示等に対応したものにアップデートし、社内ルールも請求の頻度がこれまで以上に上がることを想定したものに直していくことが実務的に必要になってくるのではないかと思います。

利用停止等については、金融機関の皆様に限らず、事業者にとって最も大きな関心事であろうかと思われます。特に、いろいろな事例について、「権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当するのかわからないのかといった点に特に高い関心を寄せられていると思われます。この点、事業者にとっては、アフターサービスのため、あるいは悪質

なクレーマー対応のために顧客情報を把握しておく必要があることは承知しておりますし、事業者側で個人データを利用する必要性と本人側の不利益を勘案して判断する必要があると考えております。委員会では、事業者側の対応が困難な場合と消費者側の利益とのバランスを考えてガイドライン等の検討を進めていきたいと考えています。

(2) 保有個人データの開示方法

- 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

現 行

保有個人データの開示方法は、書面の交付による方法が原則（§28①②）

改正後

保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする（§28①②）

保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにすることとします。

保有個人データの開示方法は、現行では、書面の交付による方法が原則としています。

しかし、開示請求の対象となる保有個人データについては、情報技術の進展により、膨大な情報を含む場合があり、データを印字した書面を交付されても、本人にとっては、検索困難で内容を十分に認識できず、開示請求を前提とした訂正、利用停止等の請求が難しくなるケースがあります。開示された個人デ

ータを本人が利用する場面で、書面よりも電磁的形式の方が利便性に優れている場合が少なくありません。

このため、改正後は、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにすることとしました。

本人が指示できる方法として、具体的には、規則案において、①電磁的記録の提供、②書面の交付、③その他事業者の定める方法としています。

電磁的記録の提供が困難な場合への対応として、現行法同様に書面による交付が認められる場合がありますが、事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステム改修を行わなければならない多額の費用を要する場合などに限られます。

(3) 第三者提供記録の開示

- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。

現 行

個人データの授受に関する第三者提供記録は、開示請求の対象か明確な規定なし

改正後

個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする（§28⑤、§28①②③）

個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにすることとします。

現行法の下でも、個人データの第三者提供

時・第三者からの受領時の記録が事業者に義務付けられていますが、この個人データの授受に関する第三者提供記録について、現行では、開示請求の対象かについて明確な規定がありませんが、改正後は、本人が開示請求できるようにしました。これにより、本人は、提供元にも提供先にも第三者提供記録について、開示請求できるようになります。

第三者提供記録の開示請求は、本人が事業者間での個人データの流通を把握できるようにすることを目的としています。例えば、①事業者に対し、第三者提供を受ける際の記録の開示を請求することで、個人データの入手等を把握すること、②事業者（特に名簿屋等）に対し、第三者提供を行う際の記録の開示を請求することで、自らの個人データが誰に提供されたか等を把握すること、ができるようになります。

なお、平成27年に改正された現行法においても、第三者提供記録の作成・保存が義務付けられていますので、今回の改正によって事業者は新たに記録を作成しなければならないというわけではありません。このため、今回の改正は、現行法において、既に作成・保存が義務付けられている記録を本人が開示請求できるようにするもので、記録の作成・保存義務は現行法と同様です。

また、第三者提供記録の開示について、保有個人データの開示と同様、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等の例外規定がありますので、これに該当する場合は不開示とすることができます。

なお、金融機関の方から頂いたご質問により、一点、補足します。金融機関の実務の観点からは、ガイドラインが示している「本人に代わって提供している場合」や、「最終的

に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合」、具体的には、振込依頼を受けた仕向銀行が、被仕向銀行に対して提供する場合ですとか、振込依頼人の法人が、仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合などですが、こうしたものについて、確認・記録義務が解釈上課せられていない場面が多いように思います。この点について、あくまでも、確認・記録義務がある場合に開示請求の対象になるのであって、今回の改正で確認・記録義務を果たすべき場面が、法令上あるいは解釈上、増えるということはなく、確認記録義務の対象が広がることはありません。ただし、後ほど説明する今回の改正で新設される個人関連情報に関しては、その授受に係る確認記録が新たに義務付けられることになりますので、補足させていただきます。

(4) 短期保存データの開示等対象化

● 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。

現 行
6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）は開示、利用停止等の対象外（§ 2⑦）
改正後
6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）も、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする（§ 2⑦）

6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とすることとします。

6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）は、現行では、開示、利用停止等の対象外としていますが、改正後は、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象としました。

現行制度では、短期間で消去される個人データについては、取り扱われる時間が限られており、個人の権利利益を侵害する危険性が低いであろうなどと考えられたため、このような取扱いとなっていますが、情報化社会の進展により、短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、瞬時に拡散する危険が現実のものとなっており、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは限られないと考えられますので、このように改正することとしています。

これまで短期間で消去していた個人データについて、開示等の請求等に応じるためだけに保存する必要はありません。利用目的を達成した場合には、事業者は遅滞なく消去するよう努める必要があります。

わずか1日で消去されるものであっても、検索できるように体系的に構成されている「個人情報データベース等」を構成する「保有個人データ」に該当する場合は、開示請求の対象となり得ます。もっとも、同一の本人からの同一内容についての繰り返しの開示請求のように、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する場合には、開示請求に応じる義務はありません。なお、開示請求の対象である「保有個人データ」は、検索できるように体系的に構成されている「個人情報データベース等」

を構成するものであるため、この要件を満たさないいわゆる散在情報は、開示請求の対象とはなりません。

こちらと少し似たご質問として、「例えば、来店者を対象に1ヶ月間のプレゼントキャンペーンをやり、1ヶ月間のキャンペーン終了後に当選者を決めたら、応募者の情報を全て消去するケースを考えます。この場合、その情報が保有個人データに当たるという前提で、当選者が決まって賞品も発送したので、データを消去しようとした日に、開示請求が来たとします。そのデータは開示対象になるのでしょうか。」といったものがありました。

これについては、請求が来た時点で、まだ消去・廃棄していないのであれば、開示対象になるということかと思えます。今日、あるいは今ちょうど消去しようとしていたという理屈で請求に応じないことが認められますと、開示請求への対応を避けるために、そのような対応を行う事業者が増えると考えられ、それは法の趣旨を逸脱しているものと考えられますので、こういうことと理解頂ければと思います。

(5) オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定

- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

現 行

要配慮個人情報のみ、オプトアウト規定により第三者提供することができない(§23②)

改正後

- ① 不正取得された個人データ、
- ② オプトアウト規定により提供された個人データ
についても対象外とする(§23②)

オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定について、こちらは、主に名簿屋などを対象とした規制の強化ですので、金融機関の皆様には直接関係ないかと思われませんが、手短にご説明しておきます。

オプトアウト規定は、本人の同意を得ることなく第三者に提供することを例外的に認める規定ですが、このオプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定することとします。

オプトアウト規定により第三者に提供することができないものとして、現行では、要配慮個人情報のみとしています。改正後は、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても認められないこととします。②について、端的に言いますと、オプトアウト規定による提供を連続して行うことはできないということです。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

(1) 漏えい等報告の義務化

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

現 行
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう努める（委員会告示）
改正後
漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化する（§22-2）

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化することとします。

漏えい等報告について、現行では、法令上の義務ではなく、行政指導指針として定められた委員会告示による努力義務にとどまっています。このため、一部ではありますが、漏えい等報告に積極的に対応しない事業者が存在しています。仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できず、適切な対応が行えないおそれもあります。

このため、改正後は、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化することとしました。

漏えい等の報告が必要となる要件として、規則案では、まず、個人データの性質と漏えいの態様に着目し、要配慮個人情報の漏えい、不正アクセスによる漏えい、財産的被害に至るおそれがある漏えいを対象とすることとしています。これらの類型については、件数にかかわらず報告の対象とすることとしています。また、これらの類型に該当しない場合であっても、一定数以上の、具体的には1,000件を超える大規模な漏えい等については、事業者の安全管理措置の観点から問題が

あるものと考えられるため、委員会への報告の対象とすることとしています。

なお、漏えい等の発生時の報告先について、原則として委員会に対して報告を行うこととなりますが、事業所管大臣に委任されている分野における事業者は、当該事業所管大臣に対して報告することとなります。この事業所管大臣への委任について、現在のところ、皆様、金融機関につきましては、金融庁に委任しておりますが、こちらに変更がなければということが前提となりますが、改正法の下で、漏えい等が発生した場合には、金融庁に報告して頂くこととなります。この場合において、各事業所管大臣は、政令で定めるところにより、委員会に報告することが求められますので、委員会は各事業所管大臣を経由してこれを把握することとなります。

漏えい等報告について、報告の期限は、委員会規則案において、速報と確報の二段階で定めることとしています。

まず速報ですが、委員会が必要な措置をとるために、なるべく迅速に報告して頂く必要があります。ただし、事業者が事態を把握するのに要する時間については、個別具体的な事情によるところが大きく、一律に日数を規定することは困難です。そこで、明確な時間的な制限は設けず、報告内容を一定程度限定した上で、「速やか」に報告することを求めることを予定しています。

一方、確報ですが、原因や再発防止策等の報告を求める必要もありますので、速報とは別に、原則として30日以内、不正アクセス等の場合は60日以内に確報として報告を求めることとしています。

漏えい等が発生した場合に、委員会への報告に加えて、個人の権利利益の保護の観点から

ら、本人への通知も必要です。漏えいが発生したことを本人に通知することで、本人が二次被害を防止したり、必要な権利を行使したりするなど、自ら適切な措置を講じることができます。

ただし、本人への通知が困難である場合には、代替措置を講じれば、不要となります。本人への通知が困難な場合として、具体的には、保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合や、連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡ができない場合が想定されます。代替措置として、事案の概要の公表ですとか、問い合わせ窓口を用意して本人が対象となっているか確認できるようにするといった対応が想定されます。

このほか、ご質問として、「他の事業者から委託を受けた場合において漏えい等の事態が生じたときに、委託元にその旨を通知することで委員会への報告義務を免除しているのはなぜですか」といったものがありました。

委託先での漏えい等の発生時に、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることから、原則として双方が報告義務を負うこととなりますが、委託先が委託元に報告することが一般的であるものと考えられます。そして、委員会が事態を把握するという観点からすれば、委託元から委員会が報告を受ければ、その目的を達成することができます。このため、委託先が委託元に当該事態が発生した旨を通知したときは、委託先から委員会への報告義務を免除することとしています。この例外は、再委託の場合にも適用されます。再委託元である事業者が再委託先に個人データ取扱いを委託している場合には、再委託先は、再委託元に事態が発生した旨を通知したときは、再委託先から委員会への報告義務が免除されます。

(2) 不適正な方法による利用の禁止

- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

現 行

個人情報取扱事業者は個人情報を適正に取得すべきことを法定（§17）

改正後

- ・「適正な取得」義務に加えて、「不適正な利用」を禁止
 ※具体的には、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を法定（§16-2）

不適正な方法による利用の禁止の規定を新設します。すなわち、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することとします。

このような規定を設けた理由ですが、昨今の急速なデータ分析技術の向上などを背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながる懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになっております。特に、現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法な行為、あるいは不当な行為を助長したり、誘発したりするように、個人情報を利用するといった、法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられています。

このため、改正後は、現行の「適正な取得」義務に加えて、「不適正な利用」を禁止する

こととしました。具体的には、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を法定しました。

「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」については、相当程度悪質なケースを想定しており、例えば、①違法行為を営む第三者に個人情報を提供すること、ですとか、②裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること、といったケースが挙げられます。今後、具体的にどのようなものが該当するかについて、必要に応じてガイドラインなどで示すことを考えています。

なお、補足しておきますと、事業者が、この規定に違反するおそれのある行為を行ったとしても、まずは委員会による指導・勧告が行われ、さらに勧告に応じなかった場合には委員会による命令が行われることとなり、その上で、その事業者が命令に違反した場合に初めて罰則が適用されるため、不意打ち的に事業者には罰則が適用されることはありません。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

(1) 認定個人情報保護団体制度の充実

● 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

現 行
<u>団体を認定し、自主ルールに基づく企業単位での個人情報全般(企業の全ての分野(部門)が対象)の適正な取扱いを促す(§47①)</u>
改正後
<u>現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする(§47②)</u>

「認定個人情報保護団体制度の充実」について、こちらは、認定個人情報保護団体を対象とした事項であり、皆様が加入されている信託協会様が特に見直しをされない限り、対象事業者でいらっしゃる皆様には直接関係ないかと思われそうですが、手短にご説明しておきます。

認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにすることとします。

現行、団体を認定し、自主ルールに基づく企業単位での個人情報全般（企業のすべての分野（部門）が対象）の適正な取扱いを促すこととしていますが、改正後は、現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにしました。

現行における認定個人情報保護団体の形態として、例えば、〇〇業協会（金融系）では、自主ルールに基づいて、対象事業者であるA銀行、B証券、C金融、・・・それぞれの企業単位でのすべての部門についての個人情報全般の適正な取扱いを促すということになりますが、このような現行の仕組みに加えて、改正後は、例えば、〇×協会として、対象事

業者であるA銀行、X会社、K電気、N百貨店、・・・それぞれの企業の広報部門という特定分野（部門）を対象とするような団体を認定できるようにします。このような特定分野での認定を受けることにより、分野ごとのより高い水準の個人情報保護の推進に資するものと期待しております。

4. データ利活用に関する施策の在り方

(1) 仮名加工情報の創設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

現 行

- ・「個人情報」に該当するものは、一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象
 - ・ 利用目的の制限
 - ・ 利用目的の通知・公表
 - ・ 安全管理措置
 - ・ 第三者提供の制限
 - ・ 開示・利用停止等の請求対応 等
- ※個人データ、保有個人データに係る規律を含む

改正後

- ・「仮名加工情報」として加工すれば、個人情報に該当しても、以下の義務は適用除外
 - ① 利用目的の変更の制限（§15②）
⇒ 新たな目的で利用可能
 - ※本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（§35-2⑥～⑧）

- ② 漏えい等の報告等（§22-2）
- ③ 開示・利用停止等の請求対応（§27～§34）
- ・ 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能
- ※（仮名加工情報ではない）通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能

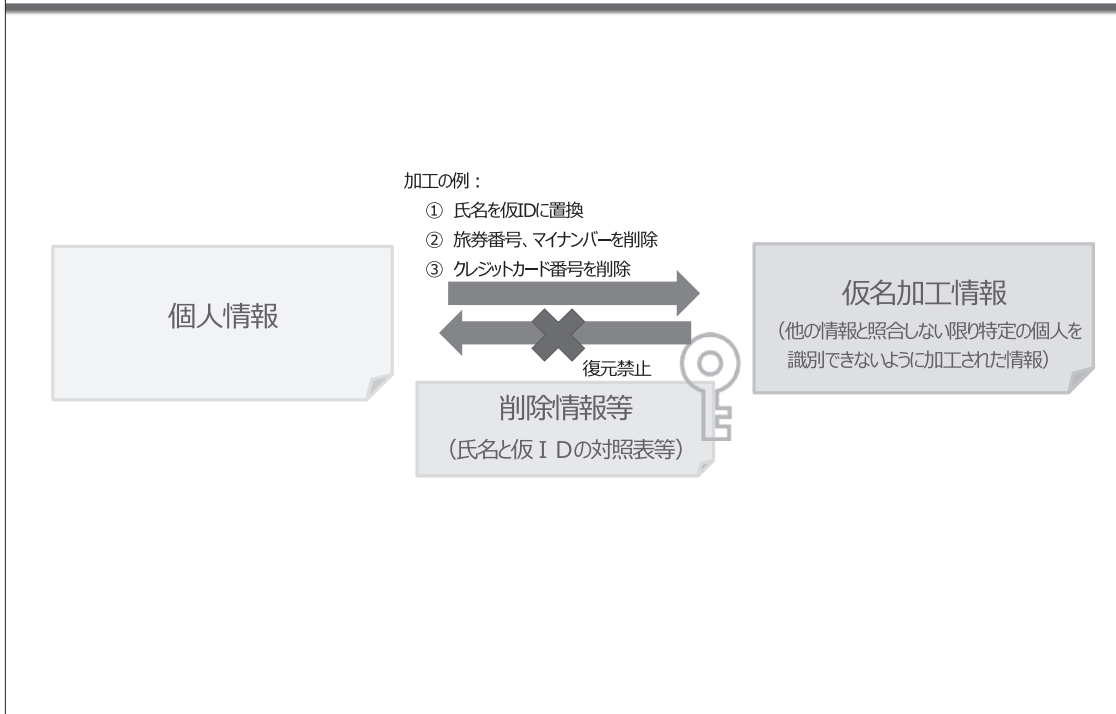
イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和することとします。

仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること、②個人識別符号の全部を削除すること、③不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除することを求めています。

個人情報から、こうした措置を講じて、仮名加工情報、すなわち、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された情報を作成することになります。

仮名加工情報を作成する際に個人情報から削除された情報や加工方法に関する情報、例えば氏名と仮IDの対照表等を削除情報等とありますが、こちらは安全管理措置を講じることが義務付けられており、図表2のイラストでは鍵で表現していますがこれを使って個人情報を復元することを禁止しています。

(図表2) 仮名加工情報の加工基準 (イメージ)



(参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人を識別することができず、復元することができない 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用目的の変更は可能 本人を識別しない、内部での分析 利用であることが条件 	×
利用する必要がなくなっ たときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	×
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	×	×
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	×
開示・利用停止等の請求対応	○	×	×
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

「個人情報」に該当するものは、一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象となります。これを「仮名加工情報」として加工すれば、あくまで、本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件となりますが、①利用目的の変更の制限については、新たな目的で利用可能であり、②漏えい等の報告等の義務の適用除外、③開示・利用停止等の請求対応の義務も適用除外となります。なお、作成元の「個人情報」は、残したまま、これまで通り利用可能です。

仮名加工情報のメリットは、開示・利用停止等の請求に対象とならないこと、当初の利用目的としては特定されていなかった新たな目的での分析が可能となることです。ただし、本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することを必要としない目的であることが条件ですので、この点は留意して下さい。なお、委託や共同利用は可能となっています。

こうした仮名加工情報のメリットを活かした利活用の事例として、①医療・製薬分野等における研究、②不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習等での利用が想定されるほか、利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、仮名加工情報として加工した上で保管するといった利用も考えられます。

なお、要配慮個人情報を含む個人情報から仮名加工情報を作成することは許容されることを補足しておきます。仮名加工情報は、本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することは原則として認めておりませんので、仮名加工情報の取扱いによって本人の権利利益が侵害されるおそれはきわめて小さいということが、その理由です。

平成27年の法改正により、パーソナルデー

タの利活用を促進するために、特定の個人を識別できないように加工し、かつ個人情報を復元できないようにした匿名加工情報を導入しましたが、今回の改正で創設する仮名加工情報は、こちらの参考として比較表で示しておりますように、個人情報と匿名加工情報の中間的規律と言えるものです。

表中の1行目に示しているとおり、必要な加工のレベルについて、匿名加工情報は、本人が一切分からない程度まで加工することが求められますが、仮名加工情報は、対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工することで足りるとしています。仮名加工情報は、匿名加工情報より簡便な加工方法であり、また削除する情報量がより少なく済まされます。

このような加工のレベルの差に伴い、表中の下から3行目に示しているとおり、第三者提供について、匿名加工情報は、本人同意のない第三者提供が可能ですが、仮名加工情報は、第三者提供は原則禁止することとします。なお、仮名加工情報について、委託・共同利用は可能としています。

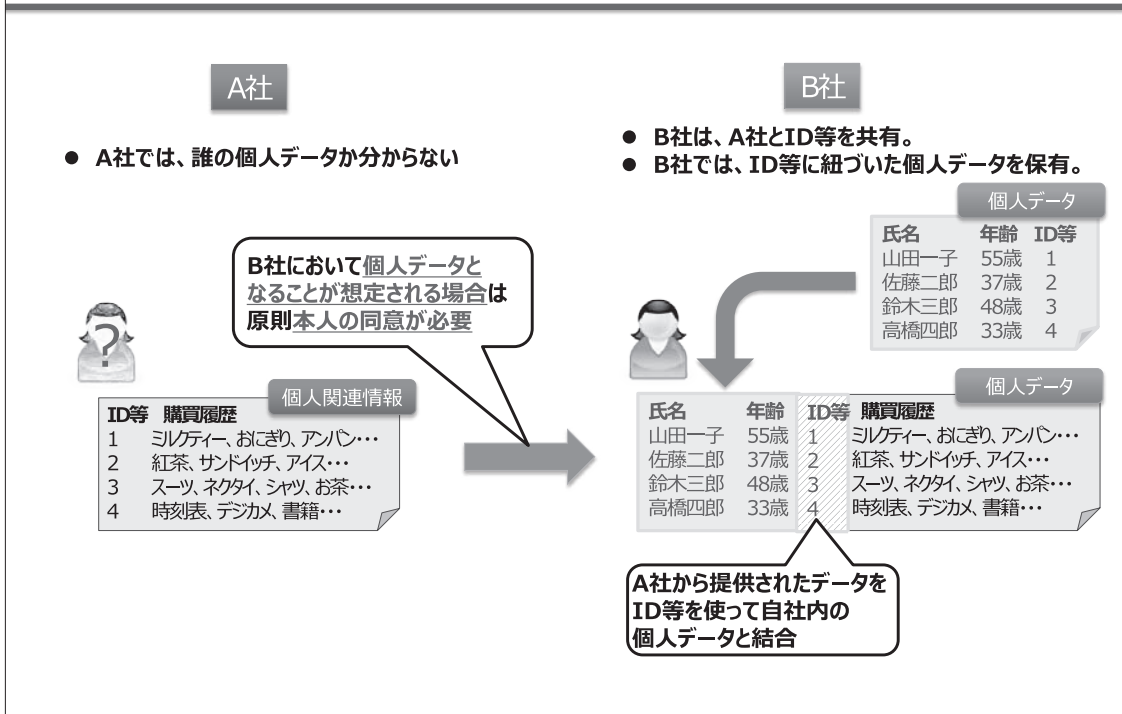
こうした情報を企業の内部で分析・活用できるようにすることは、我が国企業の競争力を確保する上でも重要と考え、データ利活用に資するものとして、仮名加工情報を創設しております。

(2) 個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。 (§26-2)

(図表3) 個人関連情報の第三者提供規制

新設



提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けることとします。

個人関連情報の第三者提供規制を設けた背景について説明しますと、ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・統合・分析を行う、「DMP (Data Management Platform)」と呼ばれるプラットフォームが普及しており、クッキーなどの識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供事業形態が出現しています。

図表3により説明しますと、例えば、A社において、個人に関する購買履歴についてのデータにID番号等を付けたものを持っているとします。このデータ自体だけでは特定の個人を特定できませんので、個人データには該当しません。A社からこのデータをB社に提供するとします。B社では、自社内でそれぞれのID番号等に特定の個人を紐付けており、A社から提供された個々の購買履歴に関するデータをID番号等により自社内の個人データと結合させているとします。こうしたデータの授受により、B社の個人データはよりリッチなものになります。

このような、ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先に

において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として本人同意なしに第三者に提供するという、第三者提供の制限の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まる懸念されます。

このため、改正法では、図表3に示しているとおり、提供先であるB社において個人データとなることが想定される場合は、個人データの第三者提供として原則本人の同意が必要であること、これを明示することとします。

個人関連情報は、条文上、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」と定義していますが、例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等が含まれ得ます。

「提供先において個人データとなることが想定される」場合として、具体例としては、第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられているケースですとか、個人関連情報を提供する際、提供先において当該個人関連情報を氏名等と紐付けることができる固有ID等を併せて提供するケースなどが考えられます。

個人関連情報を提供する事業者としては、①「個人データとなることが想定される」場合に該当しないか検討すること、②該当する場合であれば、本人同意が取得できていることを確認した上で、個人関連情報を提供すること、が必要となります。

「今回の規制は、クッキーの取扱を規制するものなのか」という質問を多く頂きますが、個人関連情報には、クッキーの取扱も含まれ得ますが、個人関連情報の第三者提供時にお

ける本人同意の確認義務は、提供先で個人データとなることが想定される場合のみで、クッキーすべてを規制対象とするものではありません。

また、「クッキー等を第三者提供する際に、提供先において個人データになるか否かの調査義務を課すものなのか」という質問については、今回の規制では、第三者によって個人データとして取得されることが、通常想定できる場面に確認義務を課しています。これは、当該第三者との取引環境等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準として判断します。したがって、提供先において個人データとして取得される可能性が高くない場合を含めて調査義務を課すものではありません。

本人の同意については、基本的には、提供先事業者によって取得されることを想定しています。同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄へのチェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するのみでなく、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。具体的な同意の取得方法等については、今後、ガイドライン等でお示しする予定です。

5. ペナルティの在り方

(1) 法定刑の引上げ等

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

現 行

命令違反の場合、行為者に対し
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（§84）
虚偽報告等の場合、行為者に対し
30万円以下の罰金（§85）
法人に対する罰金の上限額は、
行為者と同じ（§87①）

改正後

命令違反の場合、行為者に対し、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（§83）
虚偽報告等の場合、行為者に対し
50万円以下の罰金（§85）
法人に対する罰金の上限額は、
1億円以下の罰金（§87①）

委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げることとします。また、命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げることとすることで、法人重科を導入することとします。

ペナルティを強化することとした背景とし

て、現行では、事業者には科される罰則について最大でも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金としておりますので、違反行為に対する実効性が不十分ではないかとの議論がありました。また、委員会が漏えい等報告を受けた事案や報告徴収・立入検査を行った事案の数は増加傾向にあり、令和元年8月、委員会は初めての勧告を行っており、このような重大な違反事例事案の発生を踏まえて、個人の権利利益の保護の必要性はより高まっています。こうしたことから、ペナルティを強化することとしました。

命令違反の場合、行為者に対して、現行は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金としておりますが、改正後、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとします。虚偽報告等の場合、行為者に対して、現行は、30万円以下の罰金としておりますが、改正後、50万円以下の罰金に引き上げることとします。

法人に対する罰金の上限額は、現行は行為者と同じですが、改正後、法人重科を導入して1億円以下の罰金に引き上げることとします。

参考として、こちらの表で改正前後の法定刑の比較として、法定刑の引上げと法人重科の導入を整理して示しております。

(参考) 改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		現行	改正後	現行	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

(1) 域外適用の強化

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

現行

現行の権限は、指導・勧告といった強制力のない権限に限定。(§75)

改正後

現行の権限に加えて
罰則に担保された報告徴収・命令
命令に従わない場合の公表(※)(§75)
(※)国内の事業者も公表対象

日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された

報告徴収・命令の対象とすることとします。

グローバル化に伴い、個人情報が多様な形態により海外で取得・処理されていることを踏まえて、前回の平成27年の法改正により、いわゆる域外適用に関する規定が設けられましたが、現行の権限は、指導・勧告といった強制力のない権限に限定されています。改正後は、現行の権限に、罰則に担保された報告徴収・命令も加えることとし、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を委員会が公表できることとします。

(2) 越境移転に係る情報提供の充実

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

現 行
<外国にある第三者に個人データを提供できる要件> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の同意 ・ 基準に適合した体制を整備した事業者 ・ 我が国と同等の水準国（EU、英国）
改正後
<各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け> （本人の同意） ⇒ <u>同意取得時に</u> 、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について <u>本人に情報提供</u> （§ 24②） （基準に適合した体制を整備した事業者） ⇒ <u>移転先事業者の取扱い状況の定期的な確認</u> + <u>本人の求めに応じて関連情報を提供</u> （§ 24③）

こうした国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じています。

平成27年の法改正で導入された外国にある第三者への提供の制限は、事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものであり、その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者です。移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するためには、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることが必要と考えられます。

このため、今般の制度改正では、移転元となる事業者に対して、本人の同意を根拠に移転する場合、同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供することとし、また、基準に適合する体制を整備した事業者に移転する場合、移転先事業者の取扱い状況の定期的な確認と、本人の求めに応じて関連情報を提供することとします。

「移転先国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではなく、あくまで本人の予見可能性を高める趣旨から、我が国の個人情報保護法との本質的な差異等、必要最低限の内容・粒度を想定しています。

詳細については、ガイドライン等でお示しする予定ですが、例を挙げますと、

- ・「我が国の個人情報保護法と同様の法令が存在するが、〇〇に関する義務が存在しない点で大きく異なる」
- ・「APEC 越境プライバシールール(CBPR)加盟国であり、我が国とほとんど同様の

外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めることとします。

法改正の背景について説明しますと、これまで、データ保護関連法制については、多くの国々で OECD プライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきましたが、近年、データ保護関連法制が途上国を含め世界に広がる中で、一部の国において国家管理的規制がみられるようになってきました。データの国内での保存等を義務付けるデータ・ローカライゼーション、ですとか、民間のデータに対する制限のないガバメント・アクセスに係る海外の立法例などは、その一例と考えられます。個人情報の越境移転の機会が広がる中で、

個人情報保護法制が存在する」

- ・「個人情報保護法制が存在するものの、政府による個人データのアクセスについて、特段の制限がみられない」

といった情報を本人に提供することを考えています。また、提供先の第三者に照会して得られた情報を本人に提供することも可能です。

「一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になるのか」という質問については、本人に提供する情報は、一般的な注意力をもって確認すればよいものとする予定です。

個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような一定の情報をとりまとめ、公表する予定です。

本人への情報提供の手段として、例えば、移転元の事業者のウェブサイトにおいて、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする際に、「本人に参考となるべき情報」を画面上に表示するといった方法をとることは、許容されるものと考えています。

移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合について、移転先の国が特定できるのであれば、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できないのであれば、原則としてその旨及びその理由を本人に情報提供すれば足りるものとする予定です。

クラウドサービスのよう、移転先のサーバの所在する国がわからないような場合、どのように本人に情報を提供すればよいのかに

ついて、補足説明します。まず、クラウドサービス等のサーバの運営事業者が、そのサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供には該当しません。次に、仮に、サーバの運営事業者が外国にある第三者に該当する場合であっても、本人に提供すべき「外国の制度に関する情報」の外国とは、サーバの位置ではなく、運営事業者の法人格として登記された外国となります。

Ⅲ. 今後の予定

図表4の「今後の想定スケジュール」で、具体的なタイムラインをお示ししています。

改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組んでいくこととしています。

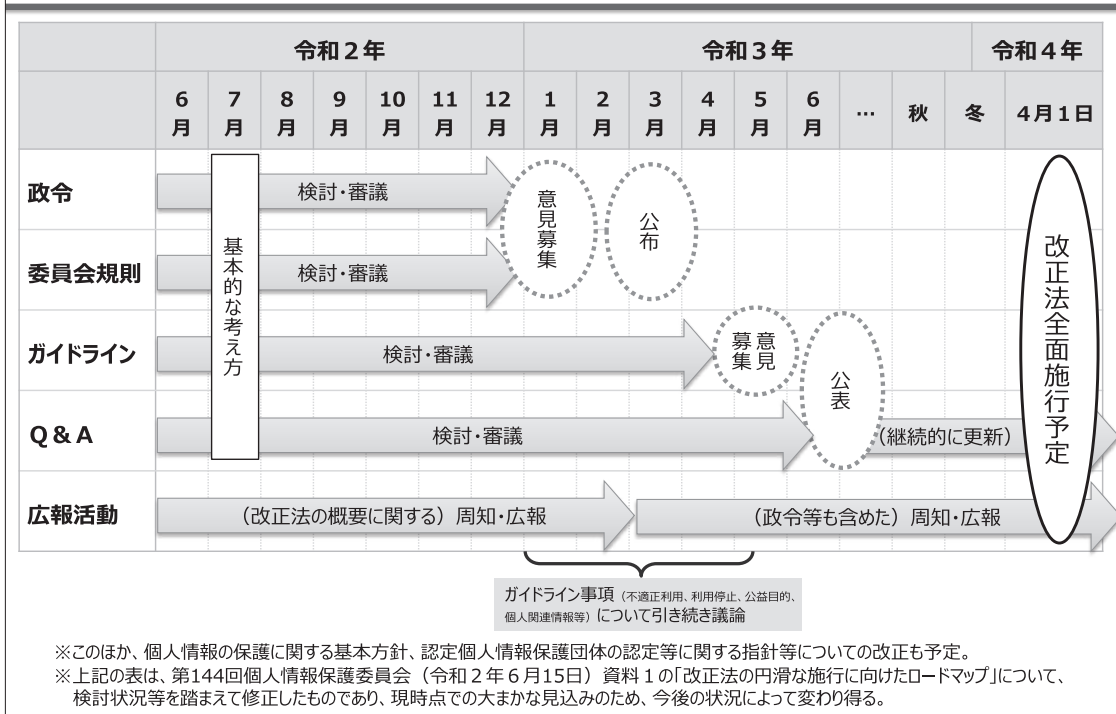
足元では、政令案と規則案について、昨年12月25日から1月25日まで意見募集を行っており、寄せられたご意見を踏まえて、3月頃の公布を目指しており、ガイドラインについて、議論を引き続き進めております。

今回成立した改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされています。ロードマップでは、施行を令和4年4月1日としていますが、今後の状況によって変わる可能性がございます。

改正個人情報保護法についてのご説明は、以上でございます。皆様におかれましては、今後も、委員会から提供する最新の情報をフォローの上、体制整備に努めて頂きますようお願いいたします。ご静聴、有り難うございました。

(図表4) 今後の想定スケジュール (見込み)

(令和2年12月25日時点)



本稿は、令和3年1月22日に開催した信託セミナーにおける個人情報保護委員会参事官 片岡秀実氏の講演内容である。

(かたおか・ひでみ)